

京都大学大学院文学研究科 21 世紀 COE プログラム

「グローバル化時代の多元的人文学の拠点形成」

帝国システムの政治・文化的比較研究

NEWSLETTER

NO.5

2004/8/31

ニューズレター第 5 号をお届けいたします。今回は、先月開催された、COE 第 6 回研究会の活動報告が主な内容です。

■ 活動報告

第 6 回 COE 研究会（現代史研究会との共催）

日時：7 月 17 日（土）、午前 11 時から午後 5 時まで

会場：京大会館、211 号室

発表者及び発表題目：

平田 雅博氏（青山学院大学）：帝国史と国内史をつなぐ

—オナーメンタリズム・ポストコロニアル・在英黒人—

李 昇燁氏（人文科学研究所助手）：海外在留「日本国民」の在留禁止処分

—明治二十九年法律第八十号「清国及朝鮮国在留帝国臣民取締法」を中心に—

溝上 宏美氏（現代史学博士後期課程）：イギリス帝国の衰退と移民流入

—アトリー政権期の難民受け入れ政策をめぐって—

第 6 回研究会は、文学研究科現代史学・二十世紀学研究室による現代史研究会との共催で、「帝国」を統一テーマに掲げて行われた。紀平 英作教授による開会の辞につづき、平田 雅博、李 昇燁、溝上 宏美の三氏にご報告いただいた。

第一報告者の溝上氏は、イギリス帝国史研究において東欧系移民の問題がほとんど取りあげられてこなかった先行研究における問題点から出発し、アトリー政権期のポーランド兵受け入れ政策の実態を解明した。そして、この受け入れをめぐる英政府内における議論、また英本国と英連邦諸国間における議論を通じて、意識の中に依然として強固に残る広大な「帝国」イギリスと、実際には連合王国に縮小しつつある現実とがせめぎ合う、衰退期のイギリス帝国の姿を鮮明に描き出した。続く質疑応答においては、British subject の地位付与の基準設定をめぐる英本国と連邦諸国間における力関係、アメリカに対するポーランド移民受け入れ打診の有無、市民権以前の定住権・居住権の問題、そして移民流入に対する英労働党のスタンスおよびその保守党との相違、

をめぐって活発な議論が戦わされた。

第二報告者の李氏は、帝国と人の移動との関係に対する問題関心から、明治・大正期日本の外務省、領事館および領事館警察が、在外「日本国民」の取締における有効な手段として行使した、当該国における在留禁止の命令に着目した。その際に、中国及び朝鮮で施行された法令の制定過程の分析に重点を置きつつも、在留禁止命令の実態をより広い視野から捉えるべく、台湾および関東州でも類似の法令が設けられていた事実を併せて紹介した。続く議論の場で提起された、治外法権・領事裁判権との関連性、条約改正を悲願としていた帝国日本が重視する対外的体裁との関係、退去処分を受けた日本人の渡航先に関する制限の有無、そして諸外国による同類法令との比較の必要性、等々の論点は報告者による今後の議論の展開に資するものと期待される。

最後にご報告いただいた平田氏は、イギリス史における国内史と帝国史とが分断されている状況に対する批判をまず指摘したうえで、かかる状況への反省から近年見られつつある、帝国史をブリテン国内の歴史に根付かせ、両者の再結合を意図する動きを、代表的な研究者の所説をもとに詳細に紹介した。そして、在英黒人問題が、ブリテン史のより完全で、緻密に統合された再構成に向けた完全な機会を与えてくれる可能性を提起して、報告を締め括った。報告後は、在英黒人米兵とセクシュアリティの問題との関係、臣民と国民というダブルスタンダードに潜む問題点、植民地被支配者の視点の欠落、本報告が提起する帝国史・国内史結合という命題に帝国外部の地域を如何に組み込むかという課題、などをめぐる質疑応答があった。

<報告①>

帝国史と国内史の接点

平田 雅博

ブリテン（＝イギリス Britain）史研究における国内史と帝国史は長いこと、別々の分野として研究されてきたが、最近になってこの兩者をつないで見ようとする関心が高まっている。これを推進しているひとつの潮流は実証史家であり、もう一つはポストコロニアルと呼ばれる文学者やそれに近い歴史家たちである。

前者の代表格であるデヴィッド・アーミテイジ『ブリテン帝国のイデオロギー的起源』は、国内史と帝国史の分断を担ってきた、宗教史家、憲政史家、左翼歴史家、当の帝国史家などのこれまでの歴史家や、その他の分断の原因を次々と挙げた上で、国家と帝国は分断されていたどころか、帝国は国家を産み出し、国家は帝国の心臓部にあったこと、近世ヨーロッパの早熟な国民国家の大半は、巨大な帝国国家でもあった、ことを示した。

ポストコロニアルから影響を受けた潮流は「新帝国史」とも呼ばれ、彼らの主張の要点は、本国と帝国は別々のものではないこと、すなわち、帝国とは単に「向こう側の」現象ではなく、本国におけるイングランド文化とイングランドの「ナショナル・アイデンティティ」の基本的で重要な一部でもあることを確認している点である。

期せずして、この兩者は国内史と帝国史をつないでいく点で、共通の課題を持つことになった。もう一点、兩者は、帝国史の始祖であるシーリーまでさかのぼって、この問題を考えることでも

共通している。「新帝国史」を提唱するキャサリン・ホール『帝国の文化』によると、シーリーの言う「地球上の他の国へ英語の名前が拡大しているという単純で明白な事実」、オーストラリア、ニュージーランド、西インド諸島、カナダ、南アフリカなどからなる移住植民地が「帝国」＝「グレートブリテン」であること、この「グレートブリテン」が「ネーション(nation)」であり、けっして「イングランド」の外部にあるものではなく、「イングランド」と一体化したネーションであることなどは、ポストコロニアル時代に帝国史を再検討する課題にとって、有益な出発点を与える用語と問題である。「新帝国史」にとって、ネーションと帝国を再連結させることが必要であり、シーリーはこれらが密接に関連していることをよく知っていた。とりわけ、イングランド（ブリテンではない）とその海外領土の深い関連、すなわちネーションと帝国は分離されておらず、ネーションが「帝国」でもあることが認識されるべきであることを。

これらを受けた形で、一方では、フィリップ・モーガン、デヴィッド・キャナダイン『オーナメンタリズム』、リンダ・コリー『囚われ人』等の実証史家、他方では、ホール『文明化する臣民』、キャサリン・ウィルソン『島国人種』らポストコロニアルから影響を受けた歴史家たちによる果敢な研究成果が出始めている。これらはいずれも今までは予想されなかった帝国史と国内史の交錯や関わり（とりわけ両者の関係が双方向的であったこと）の断面を明らかにしつつある。

私の研究課題、在英黒人史研究のうち、第二次世界大戦中にかなりローカルな地域にも駐留した黒人米兵の問題や、1980年代の高齢化する戦後移民（アフロ・カリビアン系のほかにアジア系も）の福祉の場面という微視的な「文化のレイシズム」も、帝国史と国内史の接点を問題としており、さらなる大きな研究の枠組みや着想や課題をこれらの研究成果から学べるものがある。

<報告②>

海外在留「日本国民」の在留禁止処分 ―明治二十九年法律第八十号「清国及朝鮮国在留帝国臣民取締法」を中心にして―

李 昇燁

本報告は、戦前「大日本帝国」がその勢力圏内で行った自国民（＝「日本国民」）に対する取締政策の一つとしての在留禁止処分に関するものである。不平等条約体制下の領事警察権を根拠として成立した在留禁止処分の法令は、司法裁判を要しない行政処分として、在外領事の居留民取締の有効な手段として活用されたのである。

在外日本人の在留禁止に関する最初の法令は、1883年の「清国及朝鮮国在留日本人取締規則」（明治十六年太政官布告第九号）である。1881年、朝鮮の釜山居留地で起こった「亀浦事件」（日本人居留民と朝鮮人との間で生じた衝突事件）をきっかけに、釜山領事は強力な取締策の必要を感じ、朝鮮渡航者の大部分を占める対馬人を統制するべく、「対州人ノ利害ハ朝鮮ニ限ルコトナレハ退韓ヲ恐ル、コト懲役禁獄ヨリ甚シ」として「退韓律」の制定を外務省に建議した。1883年3月に布告された同規則は、清国および朝鮮国に駐劄する領事の行政処分として「該地域ノ安寧ヲ妨害セントスル者」、「其行為ニ因リ該地域ノ安寧ヲ妨害スルニ至ルヘキ者」に対して1年以上3年以下の在留禁止処分を下すよう規定した。

更に1885年8月には、売春業取締への適用を問い合わせた上海総領事の建議に応じて、同規則の改正（明治十八年太政官布告第二十六号）が行われ、「風俗ヲ壊乱セントスル者」、「其行動ニ由リ[……]風俗ヲ壊乱スルニ至ルヘキ者」が追加されるようになった。1896年には、「清国及朝鮮国在留帝国臣民取締法」（明治二十九年法律第八十号）が制定されて、上記「取締規則」を代替するようになる。

「取締規則」および「取締法」の特徴を挙げれば、次の通りである。まず、その性格が司法処分ではなく、領事警察権に根拠をもつ行政処分という点である。行為に対する確証なしに、しかも特定の行為が実行される以前の段階でも、領事の判断で在留禁止処分ができるのである。このような「処分の任意性」は、「取締規則」が設定している適用対象の曖昧さ（「安寧ヲ妨害セントスル者」など）と重なり、領事による在留禁止処分の濫用を招来するようになる。また、かかる在留禁止処分の権限をもって、領事は該当地域の居留民に絶対的な権力を行使することができるのである。

かかる在留禁止に関する法令は、最初朝鮮居留地の対馬人に対する取締策として提案され、立法化に際しては清国までが適用範囲に入り、また売春業取締へと拡張されてきたのであるが、「大日本帝国」の膨張に伴い、更なる拡張の道をたどるようになる。

まず、1900年に、台湾での「内地人」および「外国人」の在留禁止を規定した「台湾保安規則」（明治三十三年律令第二十一号）が制定されるが、その内容は上記「取締法」を本にしていた。また、1906年には「関東州在留者取締規則」（明治三十九年関東都督府令第八号）が制定され、関東州および満鉄附属地における在留禁止の規定を設けている。一方、1905年の第二次日韓協約の結果、日本が韓国の外交を代行するようになり、在外韓国人も日本領事館の管轄下に属するようになった。これによって、清国在留の韓国人にも日本人に準じて在留禁止処分が適用されるようになる。また、実現には到らなかったものの、在外領事の中で「取締法」の適用をタイまで拡張しようという議論も起きていることが注目される（1901年、1903年、1923年）。

次の表は、大日本帝国の法体系における在留禁止規定を、地域別および民族別〔国籍別〕に整理したものである。

<表：大日本帝国の法体系における在留禁止規定>

	日本人〔内地人〕	台湾人	朝鮮人	中国人	其他外国人
日本〔内地〕	×	×	×	○ *4	○ *4
台湾	○ *2	×	○ *2	○ *2	○ *2
朝鮮	○ *1	○ *1	×	○ *4a	○ *4a
関東州	○ *3	○ *3	○ *3	○ *3	○ *3
満鉄附属地	○ *3	○ *3	○ *3	○ *3	○ *3
中国	○ *1	○ *1	○ *1	—	—

○：規定あり ×：規定なし —：大日本帝国の法適用範囲外

*1 明治十六年太政官布告第九号「清国及朝鮮国在留日本人取締規則」および明治二十九年法律第八十号「清国及朝鮮国在留帝国臣民取締法」

*2 明治三十三年律令第二十一号「台湾保安規則」

*3 明治三十九年関東都督府令第八号「関東州在留者取締規則」

*4 明治二十七年勅令百三十七号「帝国内居住ノ清国臣民ニ関スル件」→明治三十二年勅令第三百五十二号「条約若シテ履行ニ依リ居住ノ自由ヲ有セサル外国人ノ居住及營業等ニ関スル件」および明治三十二年内務省令第四十二号「条約若シテ履行ニ依リ居住ノ自由ヲ有セサル外国人ノ居住及營業等ニ関スル件施行細則」。

大正七年内務省令第一号「外国人入国ニ関スル件」→昭和十四年内務省令第六号「外国人ノ入国、滞在及退去ニ関スル件」など。

*4a 大正七朝鮮總督府令第十四号「外国人渡來ニ関する件」→昭和十四朝鮮總督府令第八十九号「外国人ノ入国、滞在及退去ニ関スル件」。

要するに、帝国の膨張に伴って、新たに「日本国民」に編入される「外地人」に適用範囲が拡大される一方で、既存の「取締法」の適用外法域では、「取締法」とほぼ同内容の外地法として在留禁止の法令が制定されるようになったのである。その結果、日本植民地の台湾、朝鮮、関東州および満鉄附属地、そして不平等条体制約下の中国までを含む「大日本帝国」の勢力圏内では、在留禁止処分による「人の支配」が成り立ったとも言えるであろう。その適用の事例をみても、朝鮮政府や朝鮮人との間で紛糾を醸す日本人の取締という「取締規則」制定当初の目的から、朝鮮および清国での大陸浪人の政治活動に対する取締、居留民団（民会）の活動や在外日本人の言論に対する取締などに拡張していき、更には在満朝鮮人民族運動の取締や在清国（中国）台湾籍民の取締など「外地人」への取締までもがその主な適用事例になっていくのである。

このような在留禁止処分の存在は、海外居留地における「領事独裁」として居留民の批判の的になり、商業会議所など在外居留民団体では、その廃止を建議することもあった。さらに、帝国議会でもその改廃が議論され、第31、第35、第49、第50回帝国議会では「取締法」廃止に関する法律案が提出された。「日本人の海外発展を阻害する悪法」として、その存続が問われたこともあるが、結局「取締法」は終戦に到るまで存続した（同法律は、昭和二十九年法律第三百十号「外務省関係法律の整理に関する法律」によって廃止）。

本報告では、海外在留「日本国民」の在留禁止処分の法令を中心に考察してみたが、その具体的な事例の分析までには到らなかった。今後の課題として、様々な適用事例の調査、分析に基づいた更なる実証研究を進めていきたいと思う。

<報告③>

イギリス帝国の衰退と移民流入 ―アトリー政権期の難民受け入れ政策をめぐって―

溝上 宏美

第二次世界大戦中の1945年2月27日、イギリス戦時内閣首相ウィンストン・チャーチルは、下院において以下のような発言を行なった。

・・・イギリス政府は、ポーランド軍とその兵士が、ロンドン亡命政府に忠誠を誓っていることを認める・・・イギリス政府は、勇敢に戦ったポーランド兵への恩を決して忘れない。そして、彼らが望むのであれば、我々の指揮下で戦ったものすべてに、イギリス帝国の自由と市民権を与えることができればと強く願っている・・・。

当時、20万人以上にのぼるロンドン亡命政府系のポーランド軍兵士が、イギリス指揮下で戦っていた。しかし、この発言の直前に行なわれたヤルタ会談において、米英ソ三国首脳は、ドイツの侵攻を受けて1940年6月以降ロンドンに避難していたポーランド亡命政府の代りに、新しい臨時政府をワルシャワに打ち立てることを決定した。ドイツからの解放途上にあつたポーランド本国では、前年、共産主義者を中心に結成されたポーランド民族解放委員会が臨時政府を宣

言し（ルブリン政権）、翌45年初めにソ連の承認を受けており、ヤルタ会談で樹立が決定された新臨時政府はこのルブリン政権を核にしていた。ゆえに、ロンドン亡命政府に従っていたポーランド兵は、本国の政治体制に従わないものとして、将来の帰国が危ぶまれる状況になった。チャーチルの発言は、彼らに市民権を与えることにより、帰国できないもの、あるいは帰国を希望しないものをイギリスに受入れると示唆した最初のものであった。

約1年3ヶ月後の1946年5月23日、イギリス政府は帰国できないポーランド兵をイギリスに受入れ、再定住させることを正式に発表した。再定住者は、最終的に家族も含め12万4000人になった。しかし、受入れにいたるまでの道のりは、チャーチルが当初示唆したほど平坦でなかった。チャーチルの発言では、受入れ先が、広大なイギリス帝国（British Empire）であるのか、単なるイギリス（Britain、つまり連合王国）であるのかが必ずしも明確にされていなかったが、「イギリス帝国への受入れ」と「イギリスへの受入れ」では、実際には相当の乖離があったのである。本報告では、チャーチルが受入れると示唆した「イギリス」が、「イギリス帝国」を含むものであったことに注目し、衰退しつつある中で、なおも強固に残る広大なイギリス帝国への幻想が、難民の受入れ問題に直面したときにいかに表出したのかを明らかにすることを目的とする。

そもそも、チャーチルの発言は、ヤルタ会談の決定を聞いて不安を感じたポーランド軍司令官代理のアンデルス将軍と、イギリス軍の中にいるポーランド軍支持者へのリップサービスの性格が強かった。ポーランド情勢が悪化する中で、ポーランド軍の士気を維持するために、チャーチルは「帰る家を持たないポーランド人のために、イギリス国内に場所を見付ける」という言葉で安心させようとしたのである。しかし、現実には厳しかった。イギリス国内でのポーランド人定住の可能性を探るため、閣内委員会で検討がおこなわれ、英連邦諸国へ見解を問う電報が送られた。英連邦諸国から帰ってきた返信は、「（市民権を与えた場合）連合王国が一手に引き受けることになり、ポーランド人定住の大規模な計画は多大な困難を生じさせる」という閣内委員会の否定的結論を裏付けるものであった。当時の国籍法では、英連邦諸国を含めたイギリス帝国全体が、それぞれの独自市民権の上位にあるものとしてイギリス臣民（British Subject）の地位を共有するとされていた。しかし、連合王国法の下で市民権を得てイギリス臣民になるポーランド人に対して、南アフリカ連邦とカナダは移民法の規定を適用する意向を明確にしたのである。事実上の受入れ拒否であった。唯一、オーストラリアのみが、イギリス臣民になったポーランド人の入国権を容認する姿勢を示したが、翌1946年、再度、イギリスが受入れを要請した際には、受入れを断固として拒否した。

結局、外国人人口の増大を警戒する閣僚の強い抵抗にあい、ポーランド兵への市民権付与を実行に移せないまま、チャーチルは総選挙に敗れ、政権を退いた。1946年7月5日のイギリス政府によるポーランド挙国一致臨時政府承認によって現実のものとなった帰国拒否兵士の処遇問題に取り組んだのは、同月末に成立したアトリー労働党政権であった。とはいえ、アトリー政権も問題の解決に即座に動いたわけではなかった。ポーランド臨時政府の指揮権引継要求を「人道」を理由に拒否する一方で、すでに承認を失った政府の軍であるポーランド軍をドイツとイタリアの占領政策に利用しつつ温存していたのである。その背景には、イギリス軍の人員不足があった。

しかし、1946年6月に予定されていたイタリアの制憲議会選挙実施が近づくにつれ、左派が伸張するイタリアの政治情勢に悪影響を与える懸念から、その地に駐屯していたポーランド第二軍団を撤退させる必要が生じた。定住の可能性が高い10万を超える外国人兵士の連合王国受入れという現実直面したイギリスは、1946年5月の英連邦首脳会議で「イギリスが吸収可能な人数を超えている」として、英連邦諸国に受入れ負担の分担を求めることになる。

結局、英連邦諸国の積極的な支援は得られず、当初の予測どおり、イギリスは帰国しないポーランド兵とその家族の大半を国内に吸収することになった。唯一、カナダが1946年6月という早い時期に4000人のポーランド兵の受入れを申し出たが、イギリスとカナダの交渉から明らかになるのは、本国イギリスから離れ、独自の国民国家形成に邁進するカナダの姿であった。

当時、カナダ政府は「ポーランド人を恒久的定住者として受入れることは望ましくない」という立場を明確にしていた。そのカナダが、4000人の受入れを申し出たのは、イギリスに戻すことになったドイツ人戦争捕虜の代りの労働力が必要になったからであった。そのため、カナダは受入れに際し、3年間農業労働に従事することに同意する独身の男性兵士に限り、入国後、条件にあわないことが明らかになった場合にはイギリスに送還するという厳しい条件を付けたのである。この最後のイギリス送還をめぐり、イギリス側は強い抵抗を示した。しかし、「移民はカナダにとり特別な問題である」として立場を譲らないカナダの高等弁務官から「英連邦の他のどのメンバーも、これまで連合王国の責任を軽減するために何の行動も起こしていないという事実」を突きつけられたイギリスは、最終的にカナダの条件をすべて受入れたのであった。

1947年、国内に深刻な労働力不足があるにもかかわらず、帝国紐帯強化のため、アトリー政権がイギリス国民(British Stock)を英連邦諸国に移民させる帝国移民政策を推し進める中で、ポーランド人など東欧系難民を外国人労働力として受入れることを支持した『エコノミスト』誌は、以下のように政府を批判した。

・・・移民流入の負担は、他の英連邦諸国にも公平に分担させるべきであるし、英連邦諸国には、もっと他の供給源にも目を向けるようにするよう強調すべきだ。ポーランド人は、まさにその供給源である・・・(1947年1月25日)

・・・イギリスは海外に、民族学的に、各世代の最良の部分を送って、英連邦諸国が経済的理由や偏見から受入れを拒否しているヨーロッパの難破船漂流物を人道的理由で受入れている。こんな形で(イギリスが)帝国の乳牛とくずかごの混合物になるべきではない・・・(1947年4月25日)

冒頭にあげたチャーチル首相の発言は、対独戦の継続中であつたことをふまえれば、慎重に捉える必要がある。しかし、約1年半後に現実のものとなつたポーランド人受入れの最初の示唆が、「イギリス」ではなく「イギリス帝国」への受入れとして表現され、それがリップサービスとして十分に機能したところに、この時期のイギリス人に存在する広大な帝国としての自国意識が現れている。しかし、当時、すでに「イギリス帝国への受入れ」は、事実上「連合王国への受入れ」を意味する状況になっていた。イギリスの閣僚は、そのことを理解していたからこそ、チャーチルの発言に強い抵抗を示したのであつた。他方で、受入れが現実になつたアトリー政権期になつても「一部を国内で軍か民間雇用吸収し、残りは英連邦の他の地域に送りたい」という期待は、イギリスの政策担当者から完全に消えていたわけではなかつた。

アトリー政権期のイギリスが、経済危機と国際的地位の低下の中で、なおもイギリス帝国の維持に腐心していたことはよく指摘されるところである。ポーランド兵の受入れをめぐる議論から浮上するのは、依然として残る広大な「帝国」イギリスの意識と、その「帝国」が連合王国に縮小しつつあるという現実とがせめぎ合う、衰退期のイギリス帝国の姿であつた。

■ **今後の研究会の予定**

◇ **第8回 COE 研究会**

一日時：9月18日（土）、午後1時から3時半まで

一会場：文学研究科新館第二講義室

一発表者：吹戸 真実（文学研究科 COE 研究員）

一発表題目：朝鮮戦争期アメリカ合衆国の東アジア政策と台湾—台湾中立化政策の意味内容の変遷を手掛かりに—

◇ **第9回 COE 研究会（大阪市立大学 COE 研究班「都市文化創造のための人文科学的研究」との共催）**

一日時：9月25日（土）、午後1時半から5時まで

一会場：京大会館、211号室

一発表者および発表題目（通訳付き）

① マリ=クロード・ブラン=シャレール氏（Marie-Claude Blanc-Chaléard）：

「下町から多民族街へ：過去と現在のパリにおける外国人の空間」

② アニー・フルコー氏（Annie Fourcaut）：

「両大戦間期におけるパリ郊外の欠陥分譲区画問題」

（両氏はともに、パリ第一大学教授です）

<連絡先>

〒606-8501 京都市左京区吉田本町

京都大学文学研究科 現代文化学共同研究室

電話/ファックス：075-753-2792

E-Mail: teikoku-hmn@bun.kyoto-u.ac.jp

URL: <http://www.hmn.bun.kyoto-u.ac.jp/teikoku/>

担当：吹戸 真実